

## 江府町学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食物アレルギー疾患をもつ児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象児童又は生徒)

第2条 事業の対象となる児童又は生徒は、食物アレルギー性疾患の児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅から弁当を持参する必要がある者
- (2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては、自宅から弁当を持参する必要がある者

### (アレルギー対応食の内容等)

第3条 アレルギー対応食の提供は、学校給食のうち副食について実施するものとし、主食及び飲物（牛乳等）については実施しない。

- 2 アレルギー対応食は、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食材料を除去することを原則とする。

### (意向調査)

第4条 事業の実施を希望する保護者（以下「希望保護者」という。）は、江府町学校給食アレルギー対応食実施意向調査表（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の調査表を受理したときは、希望保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

### (実施の申込)

第5条 前条第2項の説明を受けたうえで、事業の実施を申し込もうとする保護者（以下「申請保護者」という。）は、江府町学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第2号）及び江府町学校生活管理指導表（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(保護者との面談)

第6条 教育委員会は、学校、給食センターで構成する食物アレルギー対応検討会議を開催し、保護者との面談を実施する。

2 学校は、面談実施後、記録者が「給食の配慮についての確認事項」(様式第6号)を速やかに作成し、保護者に確認をとった後、校長及び給食センターの確認を受け、教育委員会へ送付する。

(実施の決定)

第7条 教育委員会は、第5条の申請書及び指導表を受理したときは、その内容を審査するとともに、事業の実施について決定し、その旨を江府町学校給食アレルギー対応食実施決定通知書(様式第4号)により申込保護者に通知するものとする。

(献立等)

第8条 教育委員会は、前条に規定する通知を受けた申請保護者に対し事業を実施する月(以下「実施月」という。)の前月25日までに実施月の1ヶ月間の学校給食使用材料一覧表(様式第7号)を送付するものとする。

2 教育委員会は、実施月の中で食材料等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申請保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は終了)

第9条 アレルギー対応食の内容の変更又は提供の終了を希望する保護者は、江府町学校給食アレルギー対応食変更(終了)届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

江府町学校給食アレルギー対応食実施意向調査表  
〔別紙参照〕

様式第2号（第5条関係）

江府町学校給食アレルギー対応食実施申請書  
〔別紙参照〕

様式第3号（第5条関係）

江府町学校生活管理指導表  
〔別紙参照〕

様式第4号（第5条関係）

江府町学校給食アレルギー対応食実施決定通知書  
〔別紙参照〕

様式第5号（第7条関係）

江府町学校給食アレルギー対応食変更（終了）届  
〔別紙参照〕

様式第6号（第6条関係）

給食の配慮についての確認事項  
〔別紙参照〕

様式第7号（第8条関係）

学校給食使用材料一覧表  
〔別紙参照〕